

令和6年度 豊島区介護予防・日常生活支援 総合事業説明会

令和6年4月24日
豊島区 福祉部
高齢者福祉課 総合事業グループ



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

本日の内容について

- 1 豊島区における総合事業
- 2 通所型サービスについて
- 3 訪問型サービスについて
- 4 介護保険報酬改定について（※資料2）
- 5 介護報酬改定に伴う届出が必要な項目について

1 豊島区における総合事業

総合事業の基本理念

- 要介護状態等の軽減、重度化の防止により、**活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう**に支援する。
- 専門的なサービスに加え、住民などの**多様な主体が、多様なサービス**を充実させることにより地域の支え合いの体制づくりを推進する。

豊島区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）より

住み慣れた地域で生活を続けていくために、健康づくりや生きがいづくり、介護予防等の活動へ積極的に参画する高齢者を支援するとともに、高齢者が活躍する場を増やすことで、支え合いの輪を広げます

施策1 介護予防・健康づくりの推進 (1-2 総合事業の推進から抜粋)

(1) 訪問型・通所型サービスの実施

- 短期集中通所型サービスの充実
- つながるサロンの充実
- 住民による生活支援サービス
- 自立支援の充実



「自分でできることを増やす」

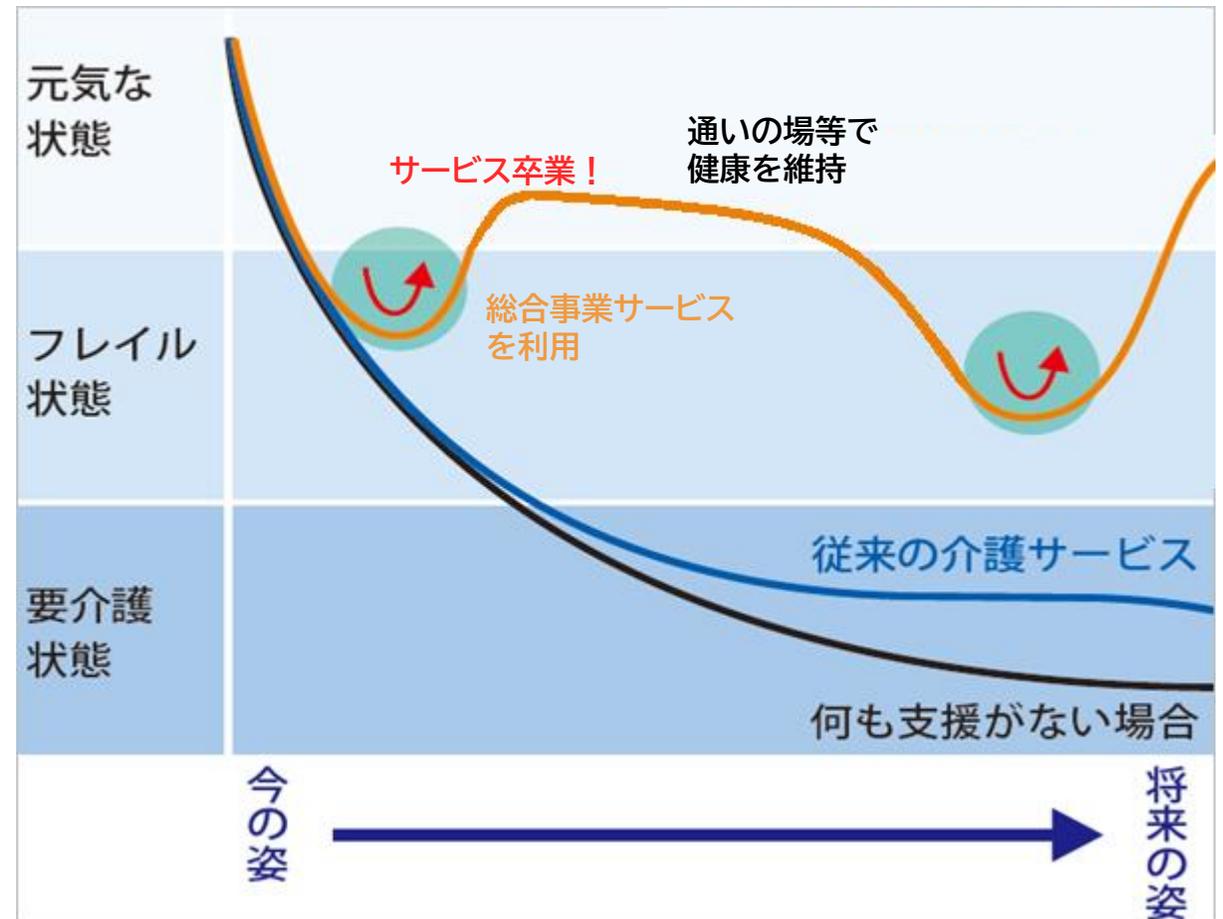
介護サービスに頼りきった生活を続けていると、自分でできることが徐々に減ってしまう。

サービスの利用により、自分でできることを増やしていくことで、介護サービスに頼らない自立した生活を送る。



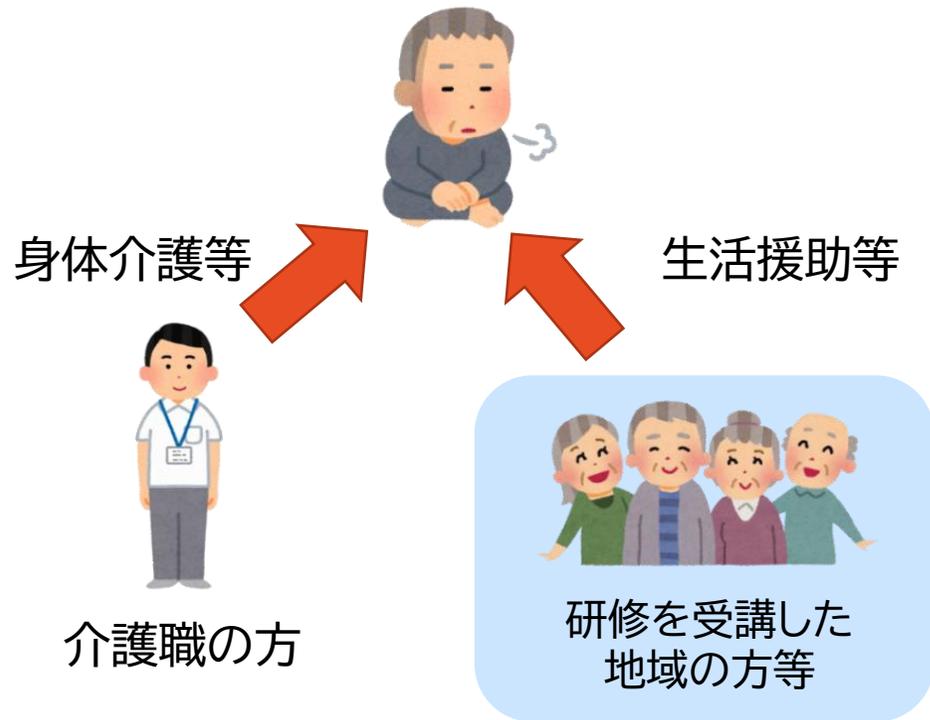
「ちょっと前の自分を取り戻す」

- 要介護状態になる前に、短期集中的に総合事業サービスを利用することで回復
- ちょっと前の自分を取り戻したら、「サービス卒業」

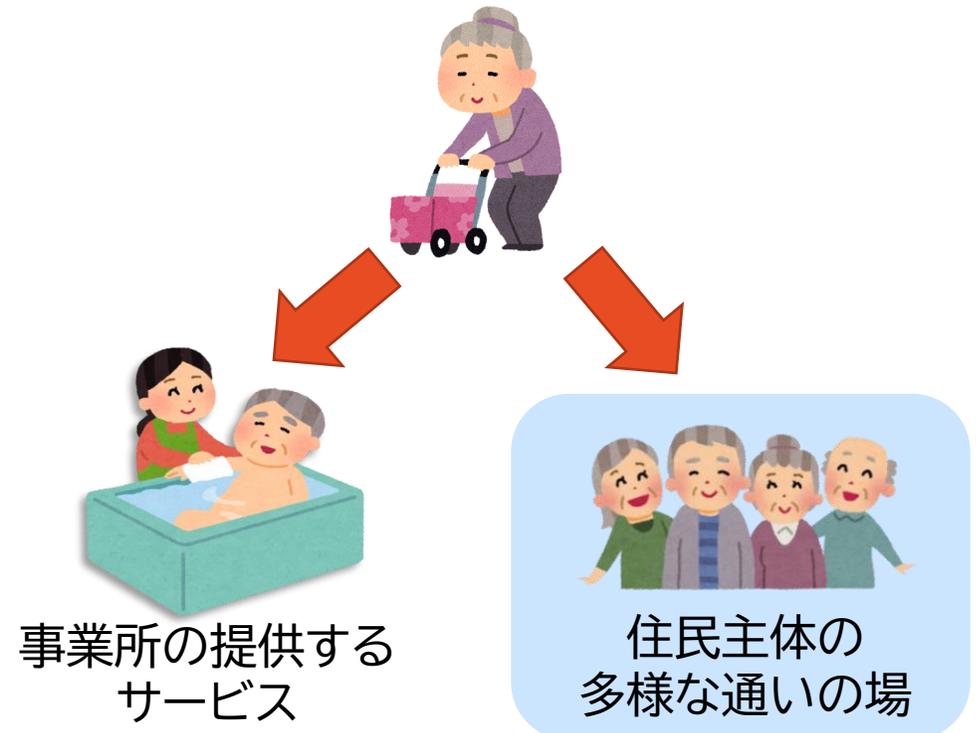


住民主体の多様なサービス

訪問型

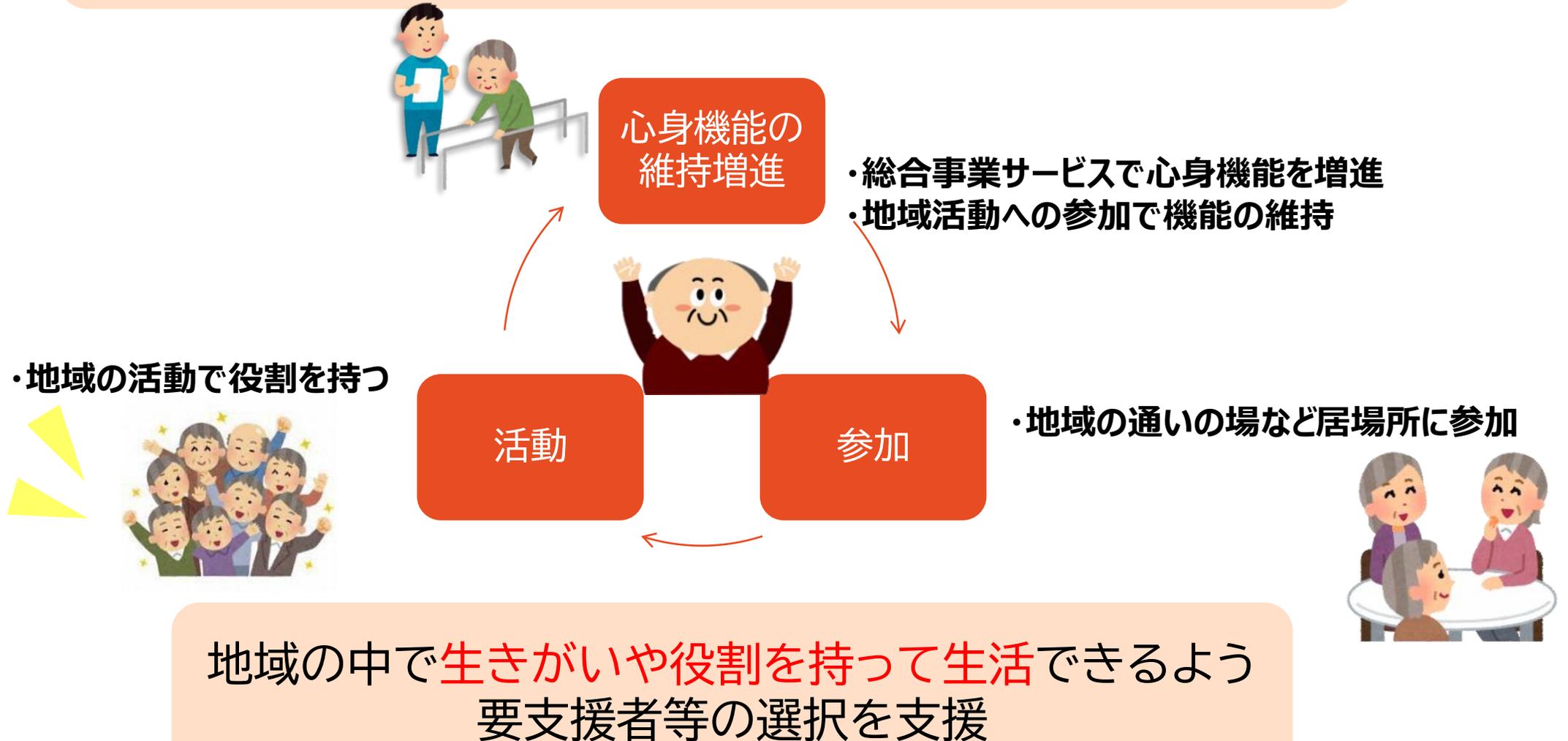


通所型



- 利用者の必要なサービスに応じて、**専門家～地域住民**がサービス提供
= **住民も参加し、介護職と役割を分担**して効果的かつ効率的な支援
- 地域の方等の**提供する側**も、社会参加となり**介護予防**につながる

活動的で生きがいのある人生



地域の中で生きがいや役割を持って生活できるように要支援者等の選択を支援

2 通所型サービスについて

狙い

- 身体機能改善の効果がより高いサービスの推進
- 不足している要支援者の入浴サービスの確保

変更点

令和6年4月～

1. 国相当基準(A6)・入浴サービスに対する月額包括報酬額を設定

令和6年4月～

2. 入浴サービスの委託実施

令和6年4月～

3. 区独自基準(A8)・リハビリサービスの報酬額及び加算額を変更

令和7年10月～

4. 新規で通所型サービスを利用する事業対象者及び要支援1の方は原則、区独自基準(A8)または短期集中通所型サービスを利用

要支援者に対する入浴の課題

- お風呂がない、あっても使えない状態の要支援者・事業対象者が2割※1
- 銭湯の減少 30ヶ所（2012年）→ 14ヶ所（2024年4月現在）により
近くの銭湯に通えなくなった高齢者がいる
- 区東部地域は特に要支援者が入浴できるデイ施設が少ない
- 入浴環境としてのデイサービスは、要介護者が優先※2
- 回数算定のため利用者が休むと事業所の収入減となる

※1 包括から利用者（プラン作成で関わりのある方）へのアンケート結果

※2 単価が高いため経営判断により優先されると事業者へのヒアリング結果

（要介護1 567単位/回 5時間以上6時間未満の場合）

月額包括報酬が算定できる場合

<令和6年4月からの変更>

ケアプラン上で定められた国相当基準（A6）・入浴サービスを提供した場合で、入浴の提供回数が要支援1で3回以上、要支援2で6回以上の場合に、**月額包括報酬での算定を可**とする。
(月の途中で開始・終了する場合は、原則1回あたりの報酬で算定して下さい)

対象者	現行	変更後
要支援1	384単位（1回あたり）	1,798単位（ <u>1月あたり</u> ）
要支援2	395単位（1回あたり）	3,621単位（ <u>1月あたり</u> ）

1月当たりの入浴の提供回数が
要支援1で3回以上 または 要支援2で6回以上提供した場合
月額報酬での算定を可とします（単位数は国基準）

入浴サービスの内容と実施背景について

入浴に特化した通所サービス（としま入浴通所サービス）についてプロポーザル方式で

委託事業者を**社会福祉法人 敬心福祉会 池袋敬心苑**に決定しました。

対象者	提供頻度	定員	サービス提供（送迎）範囲	実施方法
事業対象者 要支援1・2	週2回	10名	おおむね東側圏域 (菊、東部、中央、ふくろう)	委託

東部地域 ⇒ 介護サービス事業所が不足
南部地域 ⇒ 銭湯が不足
入浴資源の地域差が生じている※1 ため、
概ね東側圏域をサービス提供（送迎）範囲とします。

委託方式にした狙い

- ・安定した収入確保（定員充足状況や利用率にかかわらず一定額の収入）
- ・入浴資源が少ない区東部地域での実施に限定

※1 デイサービス26事業所・通所リハビリ（老健）3事業所のアンケート結果

(豊島区委託事業) としま入浴通所サービス



「としま入浴通所サービス」とは・・・

「自宅に浴槽がない」「転倒が怖くてひとりで入浴ができない」といった自宅では入浴が困難な要支援または事業対象者の高齢者に、身体状況に合わせて必要な入浴サービスを提供する

「としま入浴通所サービス」が令和6年度よりスタートしました。

ご自宅前までの送迎付きの入浴通所サービスです。

利用回数

要支援1・事業対象者：週1回（月上限5回まで）

要支援2：週2回（月上限10回まで）

※毎週水曜日・土曜日

（ただし年末年始12月29日～1月4日は除きます）

ご利用料金

1割負担：500円 2割負担：1,000円
3割負担：1,500円 生活保護受給者等：無料

場所

社会福祉法人 敬心福社会 池袋敬心苑

対象圏域

豊島区内の以下の圏域

- ・菊かおる園高齢者総合相談センター圏域
- ・東部高齢者総合相談センター圏域
- ・中央高齢者総合相談センター圏域
- ・ふくろうの杜高齢者総合相談センター圏域

他の通所サービスとの併用について

サービスの組み合わせ	併用の可否
としま入浴通所サービス + 国相当基準(A6)	×
としま入浴通所サービス + 区独自基準(A8)	×
<u>としま入浴通所サービス + 短期集中通所型サービス</u>	<u>○</u>

短期集中通所型サービスとの併用のみ可

としまリハビリ通所サービス

機能訓練に特化した通所サービス

短時間・短期間(90分以上×6か月程度)に、機能訓練に特化したサービスを提供し運動機能の早期改善を目指す。

運動機能の改善を通じて、つながるサロンなどの地域資源や、その方の望む自立した生活へ結びつける。(サービス卒業)

	短期集中通所型サービス	としまリハビリ通所サービス(A8)	国相当基準(A6)
サービス提供時間	120分	90分以上	規定なし
送迎	なし	あり	あり
入浴 食事	なし	なし	事業所による
サービス利用期間	3ヶ月	6ヶ月程度を目安 (利用上限:9か月)	規定なし

月額包括報酬導入について

① 月額包括報酬での算定を可とする。(月の途中で開始、終了する場合は1回あたりの報酬で算定してください)

対象者	現行
要支援1・事業対象者	384単位 (1回あたり)
要支援2・事業対象者	395単位 (1回あたり)



変更後
2,180単位 (1月あたり)
4,023単位 (1月あたり)

その対象者に対して
月に1度でもサービスを提供した場合
月額包括報酬での算定を可とします
(単位数は月5回or月9回分)

② 機能訓練向上加算の単位数を増額する。

現行
225単位 (1月あたり)

×1.5倍

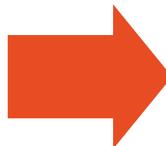


変更後
338単位 (1月あたり)

国相当基準 (A6) の運動器機能
向上加算の単位数の「1.5倍」の
単位数を加算します

③ 副都心加算相当費の基準を一部変更する。

現行
1月あたり 50,000円



変更後
1月あたり 50,000円 ※週当たりの定員の合計が10名に満たない場合は、定員×5,000円とする

※自立化加算相当費は、引き続き現行のとおり加算取得可能

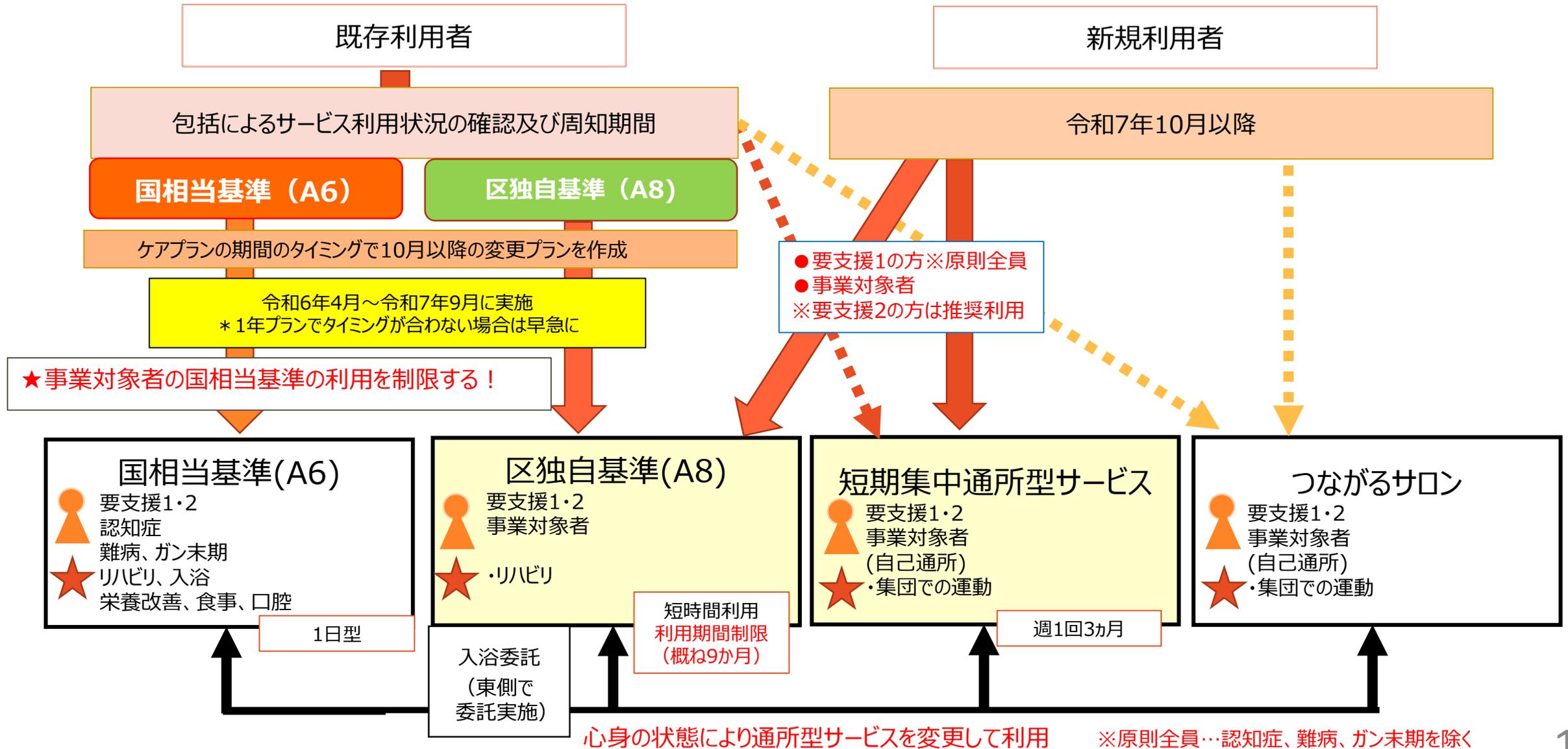
リハビリサービスにおける、その他の加算相当費について

○自立化加算相当費

◆加算名称	◆加算の要件	◆加算額
自立化加算相当費（Ⅰ）	①区独自基準(A8)・リハビリサービスの利用により運動機能の改善がみられ、当該サービスを終了し、その他のサービスを利用していない場合 ②区独自基準(A8)・リハビリサービスの利用により運動機能の改善がみられ、当該サービスを終了し、つながるサロン又は短期集中通所型サービスへ通所する場合	1人あたり 20,000円
自立化加算相当費（Ⅱ）	としまリハビリ通所サービスを終了し、サービス終了時に実施する「自立化加算相当費（Ⅱ）判定基準表※」により、基準値を下回る状態と判定された場合	1人あたり 10,000円

※基本チェックリストのうち「口腔機能」「認知症」「うつ状態」の3項目を除いたものを使用

通所型サービスの利用のながれ



容態別のサービス利用について

事業対象者の方については状態改善を目的としてサービスを利用いただくため
令和7年10月以降、利用可能な通所型サービスについて変更します。

※要支援者1・2の方については変更ございません。

	国相当基準(A6)	区独自基準(A8)・リハビリサービス	区独自基準・入浴サービス(委託)	つながるサロン(B)	短期集中通所型サービス(C)
要支援1・2	○	○	○	○	○
事業対象者	×	○	○	○	○

豊島区における総合事業の運用について（通所型）

区分	国相当基準	区独自基準		住民主体	短期集中型
サービス	介護予防通所事業 (A6)	としまりハビリ 通所サービス(A8)	としま入浴通所 サービス(委託)※R6新設	つながるサロン(B)	短期集中通所型 サービス(C)
実施方式	指定	指定	委託	補助	委託
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)	6か月を目安に利用 (※最長9か月)	定めなし (ケアマネジメントによる)	1年(再申込み可)	3か月(12回)
送迎	あり	事業所による	あり	なし	なし
利用料 (1回あたり)	476円 (定率・1割負担の 場合)	300円 (定額・1割負担の場合)	500円 (定額・1割負担の場合)	無料 (会食実費)	無料
内容	選択的サービス (入浴・食事・口腔 ケアetc.)	機能訓練に特化 個別プログラム	入浴サービス	自主グループが行う介護予 防に資する活動	専門職による集団での運動 プログラムと栄養指導
目標	必要な支援を続け ながら在宅生活を継続	運動機能を向上させ、いち 早く、地域資源を活用する などして、自立した日常生 活を取り戻す。	身体の衛生状態の保持・感染 症予防、心身機能の維持・改善 を図る	社会・地域との 繋がりを維持続ける	運動機能を向上させ、地域 との繋がりを維持続けるこ とを目指す。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅での入浴困難 ● 認知機能低下 ● 低栄養状態 ● 難病・その他疾患 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機能訓練の必要がある ● 自立的な在宅生活を 目指すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅での入浴困難 	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期集中通所型サービ スで学んだことを続け たい ● 地域との交流を 持ちたい ● 自己通所可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期集中的に改善が見 込める ● 学んだことを自分で続 ける意欲がある ● 自己通所可能
	要支援1・2・事業対象者				

3 訪問型サービスについて

狙い

- 人材不足の解消
- 研修修了者の就労率の向上

変更点

令和6年4月～

1. 介護に関する入門的研修の一本化

ポイント

- ◆ 入門的研修の受講により、家事援助スタッフ育成研修の受講が免除（一本化）
- ◆ 受講終了時に、訪問型サービスA（としまいきいきサービス）及び訪問型サービスB（生活お助け隊）に従事できる修了証を交付
- ◆ 最終日に介護サービス事業所との就職相談会を実施

豊島区における総合事業の運用について（訪問型）

区分	国相当基準	区独自基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防訪問事業 (A2)	としま介護予防 訪問サービス(A4)	としまいきいき 訪問サービス(A4)	生活支援 お助け隊(B)	短期集中訪問型 サービス事業(C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)	定めなし (ケアマネジメントによる)	定めなし (ケアマネジメントによる)	1年 (再申込み可)	3~6か月
サービス提供者	指定介護事業所			シルバー人材 センター、社会福祉 事業団	リハビリ専門職等
従事者	ホームヘルパー		ホームヘルパー 又は 区研修の修了者	区研修の修了者	
利用料	328円	300円		30分・300円 60分・600円	無料
内容	入浴や排せつなどの身 体介護や生活援助	見守り程度の簡易な身体介護 や生活援助	掃除・洗濯・買い物・調理・薬 の受け取りなどの生活援助	掃除・洗濯・買い物などの家 事援助	リハビリ、口腔ケア、栄養指 導等、生活機能改善のため の助言
対象者	● 身体介護と生活援 助が必要な方	● 簡易な身体介護と生活援 助が必要な方	● 生活援助のみ必要な方	● 家事援助のみ必要な方	● 短期集中的な支援で生 活機能の改善が見込ま れる方
	要支援1・2			要支援1・2、事業対象者	

4 介護保険報酬改定について

資料2をご覧ください

資料2

令和6年度 豊島区介護予防・日常生活支援総合事業説明会

豊島区介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防・生活支援サービス事業)
令和6年度介護保険報酬改定について
～令和6年4月施行版～

豊島区福祉部高齢者福祉課総合事業グループ

～令和6年4月24日～

1

5 介護報酬改定に伴う届出が必要な項目について

【通所型サービス】

高齢者虐待防止措置実施の有無

3年間の経過措置が終了し、全事業所において高齢者虐待防止措置の実施が義務付けられました。実施していない場合は減算となります。

業務継続計画策定の有無

業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。策定していない場合は減算となります。

一体的サービス提供加算 ※新しい要件に即した届出が必要です

これまでの「選択的サービス複数実施加算」が「一体的サービス提供加算」と変更となります。栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に算定可能な加算です。

【訪問型サービス】

高齢者虐待防止措置実施の有無

3年間の経過措置が終了し、全事業所において高齢者虐待防止措置の実施が義務付けられました。実施していない場合は減算となります。

同一建物減算

※届出がない場合は「非該当」とみなします

令和6年度の介護報酬改定では、「事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合」についての新たな区分が創設されました。

口腔連携強化加算

※届出がない場合は「なし」とみなします

口腔連携強化加算を算定するためには、事業所の職員が口腔の健康に関する評価を実施することと、事業所職員が相談できる歯科医療機関と提携する必要があります。

体制等に関する届出書の提出について

豊島区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(4・5月算定分)の提出締切は**4月15日(月)**です。

「**高齢者虐待防止実施**」及び「**業務継続計画策定**」(※通所型のみ)に関しては、未届の場合、減算となりますので、再度提出状況についてご確認ください。

(加算様式・通所)

豊島区 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

豊島区長

所在地
届出者 名称
代表者の職・氏名

このことについて、以下のとおり届け出ます。

1 事業所基本情報

介護保険事業者番号			
フリガナ			
事業所名称			
事業所所在地	郵便番号		
サービス種別	国相当基準通所型サービス(A6)		
担当者	職・氏名		
	電話番号	FAX	
	メールアドレス		

2 異動情報

届出項目	加算、体制等	
	体制等状況	
高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型
業務継続計画策定の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型
一体的サービス提供加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり
適用開始年月日	令和6年4月1日	

※「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、減算となる場合は「減算型」、減算とならない場合は「基準型」、**いずれかに■印を記載**してください。

※「業務継続計画策定の有無」については、減算となる場合は「減算型」、減算とならない場合は「基準型」、**いずれかに■印を記載**してください。

※これまでの「選択的サービス種数実施加算」が「一体的サービス提供加算」と変更となります。栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に算定可能な加算です。

◎この届出書は、サービス毎の体制等状況一覧表の届出項目のうち、「**高齢者虐待防止措置実施の有無**」、「**業務継続計画策定の有無**」、「**一体的サービス提供加算**」のみの届出に使用するものです。この場合、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」の提出は省略可とします。

◎上記項目のほかに届出が必要項目がある場合は、通常の手続きとして「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護予防・日常生活支援総合事業費に係る体制等状況一覧表」及び必要な添付書類を提出してください。

「**高齢者虐待防止実施**」及び「**業務継続計画策定**」(※通所型のみ)に関しては、4月に届出が必要のため、専用の届出書を提出していただくこととしました

令和6年度6月改定 処遇改善加算の変更に伴う届出が必要です

令和6年6月より「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上がります。既存届出内容がいずれの場合も、**新たな届出がない場合は加算「なし」とみなされますので、新しい要件に即して必ず届け出てください。**

提出物	締め切り
処遇改善に係る計画書	4月15日（月） ※未提出の事業所は算定する場合、至急ご提出ください
豊島区 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（共通様式） + 豊島区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（6月以降算定分）	5月15日（水）

4・5月算定分とは別に加算届を提出する必要があります。期限までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
		なし	13.7%
II	I	有	18.7%
		なし	16.3%
	II	有	16.6%
		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
		なし	10.0%
III	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
	なし	有	7.9%
		なし	5.5%



要件を再編・統合
&
加算率引上げ

令和6年6月から

介護職員等処遇改善加算(新加算)	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

+新加算V

※加算率は全て
訪問介護の例

令和6年度中は必ず
加算率が上がる仕組み



令和6年度中の経過措置(激変緩和措置)として、新加算V(1)~V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けられるよう、新加算V(1)~V(14)を設けます。

(加算率22.1%~7.6%)

提出先について

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

高齢者福祉課総合事業グループ

TEL : 03-4566-2435 FAX : 03-3980-5040

Mail:A0029294@city.toshima.lg.jp

※介護保険課と提出先を間違えないようご注意ください。

令和6年度介護報酬改定の詳細につきましては、
豊島区のホームページにも掲載しています。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [事業者向けの情報\(総合事業\)](#) > [事業者向けの情報](#)

ご質問は本日お配りしたアンケート用紙にご記入ください。
後日、いただいた質問と回答をまとめて、区のホームページにアップいたします。

ご清聴ありがとうございました